平成２２年（フ）第１３０９号
愛知県愛知郡東郷町北山台４丁目６番地23
破産者　柿内　昭二
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２７０号
名古屋市昭和区八事富士見132番地　イトーピア山手301号、開始決定時の住所名古屋市中区千代田３丁目９番６号　プリモーラ鶴舞公園802号
破産者　畠中　大作
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５２２号
愛知県犬山市字若宮30番地　リヴィエールヴィレッジ103、開始決定時の住所名古屋市天白区原１丁目814番地　ヒューマンポートαＶ101号
破産者　辻岡　良武
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７７７号
名古屋市港区本宮町７丁目26番地の３　レオパレス本宮公園103号
破産者　中根　　豊
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１２号
大阪府枚方市山之上西町28番11号
破産者　酒井　　司
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８５９号
神戸市東灘区深江北町３丁目10番22―106号
破産者　市原　寛子
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４９号
広島市安佐北区可部町大字南原523番地４
破産者　坂本　英美
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３５号
広島市安佐北区可部町大字南原523番地４
破産者　坂本　康子
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３２号
北海道河西郡芽室町東６条８丁目４番地13
破産者　児玉　智子（旧姓諏訪・岡本）
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
北海道帯広市西13条北１丁目１番地26ティ・バイ・ティレジデンス204号、破産手続開始決定時の住所北海道中川郡幕別町札内暁町252番地の103
破産者　北川　輝雄
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
北海道帯広市西24条南２丁目５番地149、破産手続開始決定時の住所北海道帯広市西23条南１丁目125番地40
破産者　岩城　政彦
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
山形市大字門伝59番地の８
破産者　鈴木　良一
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５４号
福島県須賀川市森宿字下宿９番地１　ヴィオラＢ―202号
破産者　横山　早苗（旧姓矢部）
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第７５８号
横浜市都筑区大熊町67番地46、開始決定時の住所横浜市都筑区東方町348番地１　大倉山サンハイツ706号
破産者　冨尾　金市
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８５５号
東京都町田市南大谷180番地１　栄ハイツ112、開始決定時の住所神奈川県藤沢市大庭5055番地の６　湘南西部２―16―1631
破産者　曲道　三夫
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７号
石川県小松市千木野町４丁目41番地
破産者　松本　典之
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第９７号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　犀南団地Ｃ―162、開始決定時の住所長野市篠ノ井会696番地17宮ノ内アパート３号
破産者　小出　廣志
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係